



コード決済(2)

—コード決済に関する制度の整理—

山本 正行 Yamamoto Masayuki 山本国際コンサルタンツ代表
 明治学院大学・関東学院大学講師、決済サービス事業の企画、戦略立案を専門とするコンサルタント。消費生活相談員を対象とした研修も実施。講演、執筆多数

制度の整理

コード決済は、アプリによってさまざまな支払手段に対応しているため、規制対象となる制度も多岐に及びます。

前回説明したとおり、コード決済の方式を大きく分けると、事前にチャージした残高で支払う「残高方式」と、残高ではなく利用時に事前に登録したクレジットカードや銀行口座から直接支払う「^{ひも}紐付方式」に分けられます。

コード決済の方式ごとに法律や規制などをまとめると、おおむね次のとおりになります。

残高方式

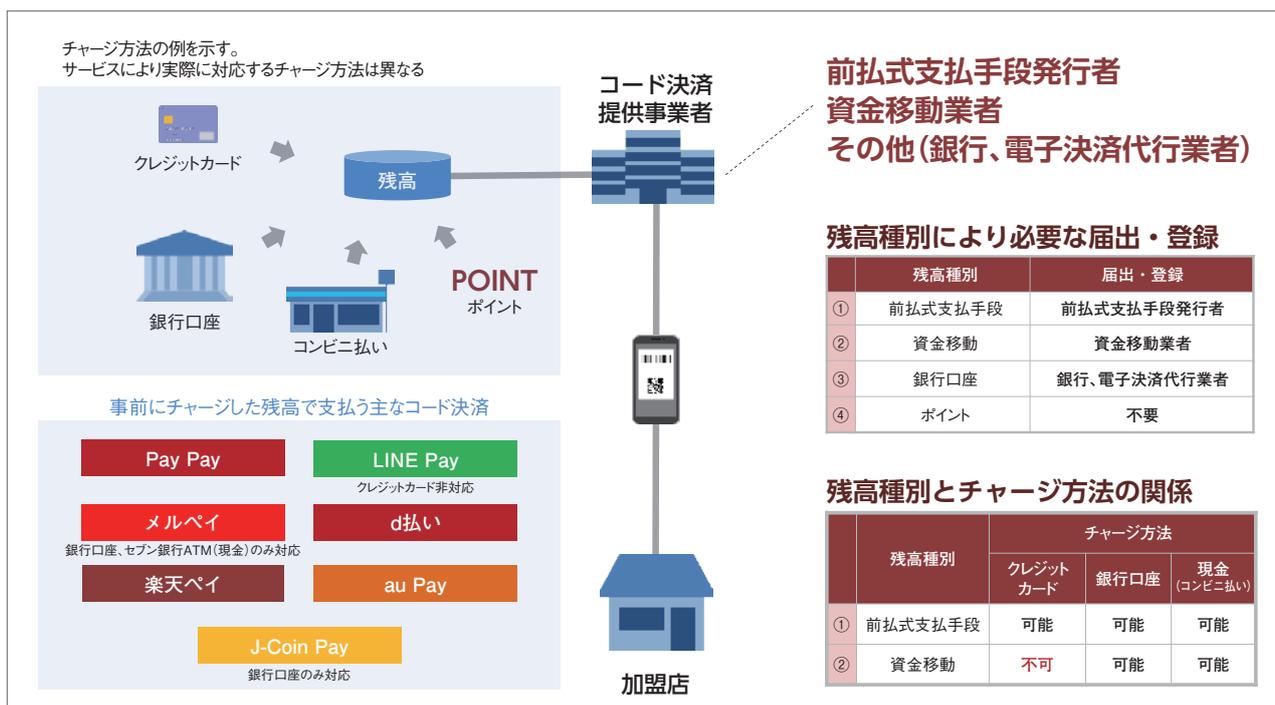
残高方式では、残高の取扱いが、資金決済に関する法律(資金決済法)に基づく「前払式支払手段」か「資金移動」かに分かります(図1)。

(1)前払式支払手段の場合

残高の利用目的が原則として店舗などでの支払いと、送金(残高譲渡)に限定されます。

前払式支払手段の残高を持つコード決済の場合、コード決済を提供する事業者は、前払式支払手段発行者として資金決済法に基づく登録が義務づけられています。

図1 残高方式



※図はすべて筆者作成

本連載第4回^{*1}でも説明したとおり、前払式支払手段は証券の利用範囲に応じて発行者が「自家型」と「第三者型」に分けられています。PayPay、d払い、J-Coin Pay、Bank Payなどの汎用型^{はんよう}の場合は第三者型となります。利用範囲を特定の店舗などに限定したハウス型の場合、コード決済の利用範囲が同一事業者の運営する店舗等に限定される場合は自家型、そうでない場合は第三者型となります^{*2}。

資金決済法は前払式支払手段発行者に対し苦情処理の体制や加盟店管理を義務づけています。この点は同じ前払式支払手段でもあるAppleギフト、Google Play ギフト、Amazonギフトなどと同様です。

残高へのチャージ方法に対して明確な規制はなく、現状、コンビニなどでの現金払い、登録した銀行口座やクレジットカードでのチャージに対応しています。

なお、一度チャージした残高を現金で払い戻すことは原則として認められていません(資金決済法20条)。これは前払式支払手段の残高の取り扱いに関する規制です。

(2) 資金移動の場合

本来、資金移動を目的とした滞留金を残高として利用する方式です。

残高の用途は、店舗などでの支払い、送金に加え、前払式支払手段では認められない払い戻しも可能です。QRコードに対応するATM(セブン銀行ATMなど)で残高の一部を現金で引き出したり、指定した銀行口座に残高を払い戻し(入金)したりすることができる点が資金移動の滞留金を残高とする場合の特徴です。

ただし、出金できる電子マネー残高へのチャージにクレジットカードを利用することができな

いという制限もあります。これは与信枠の現金化を防ぐための、クレジットカード会社の自主規制による制限です。

資金移動に対応するコード決済提供事業者は、資金移動業として金融庁(財務局)の登録を受けることが義務づけられます。現在、資金移動に対応するコード決済提供事業者は、送金の上限額が100万円に制限される第二種資金移動業として登録済みです^{*3}。

紐付方式

登録したクレジットカードや銀行口座^{*4}に紐付ける場合は、クレジットカードに紐付けた場合(図2)と銀行口座に紐付けた場合(図3)で対象となる制度が異なります。

(1) クレジットカード紐付型

登録したクレジットカードで支払う設定の場合、コード決済のアプリはクレジットカードを店舗等で利用するための媒体で、実際の支払いにはクレジットカードが用いられたものとみなされます。

この方式に対応するコード決済提供事業者には、店舗やインターネットショップ等と加盟店契約を締結し、実質的にクレジットカード番号等の取り扱いを行う事業者もあります。そのような事業者は割賦販売法に基づく「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」としての登録を受ける場合もあります(加盟店契約の締結をアクワイアラーや決済代行会社に委ねる場合には登録は不要)。

なお、クレジットカード番号等を登録する際、コード決済提供事業者が特に制限を加えていなければ、クレジットカード番号等と同じ国際カードの番号体系にあるブランドデビット、ブラン

*1 ウェブ版「国民生活」2022年9月号「前払式支払手段を理解する(1)ーサーバ型を中心にー」

https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202209_07.pdf

*2 汎用型、ハウス型については連載第8回「コード決済(1)ーコード決済とはー」を参照

https://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-202301_07.pdf

*3 金融庁「資金移動業者登録一覧」(2022年12月31日時点) https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyoj/shikin_idou.pdf

*4 本稿では、銀行とは普通銀行、信託銀行、協同組織金融機関(信用金庫、信用組合、労働金庫、農漁協等)などの金融機関を指す

*5 経済産業省「登録事業者一覧」 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/115tourokujigyousyaitiran.html>

図2 紐付方式—クレジットカード紐付型

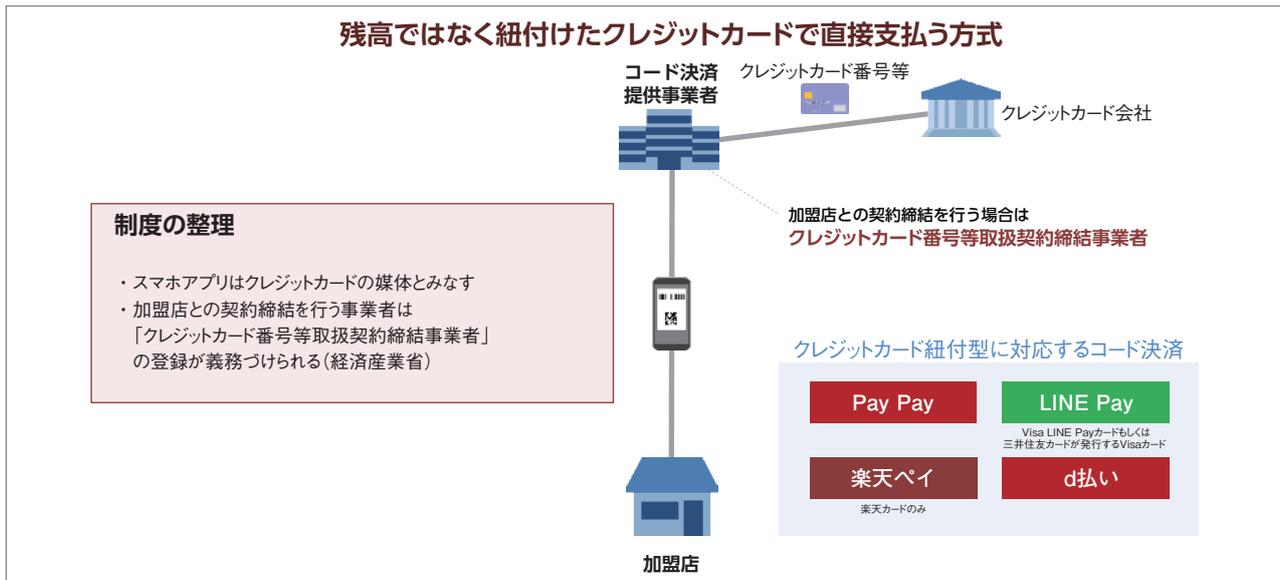
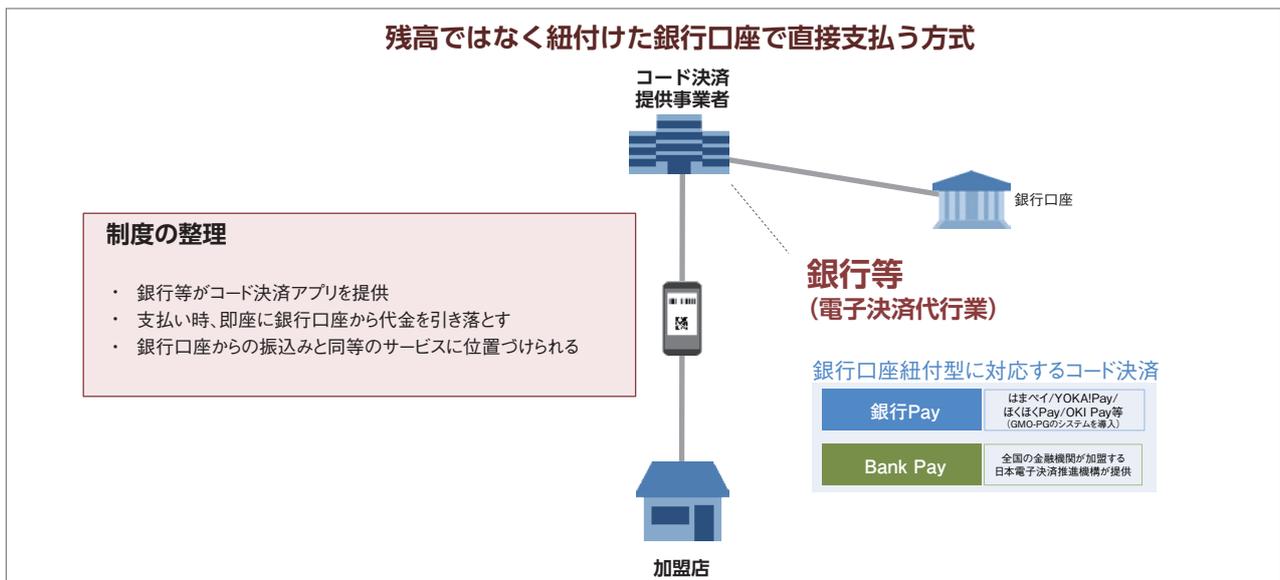


図3 紐付方式—銀行口座紐付型



ドプリペイドの番号等を登録して利用することもできます。

(2) 銀行口座紐付型(スマホデビット)

残高によらず登録した銀行口座で支払う方式で、利用時即座に銀行口座から代金が引き落とされることから、デビット決済に位置づけられます。スマホデビットの提供者になる銀行には銀行法が適用され、預金預入等に関する規制を受けます。しかし、銀行法がデビット決済の業務やサービス、消費者の苦情対応などを規定しているわけではなく、実質的にデビット決済そのものを規制する法律はありません。またこれ

は国際カードによるブランドデビットにも共通する点です。

この方式は基本的に銀行のみが対応しており、利用者からみれば、預金に付帯するサービスです。店舗などで支払った場合、利用者は口座振込によって、店舗などの口座に振込む手続きを行うのと同じ扱いです。いわゆる銀行振込の扱いと同じですので、利用者がスマホデビットによって詐欺などの取引に巻き込まれた場合に、制度を根拠とする抗弁対抗が難しいという課題があります。